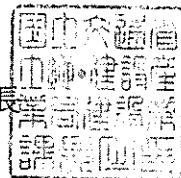




国 土 建 推 第 3 9 号
平 成 2 9 年 3 月 2 9 日

日本建設組合連合会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



建設業法令遵守ガイドラインの一部改正について

経済の好循環を実現するためには、下請等中小企業の取引条件を改善していくことが重要です。政府としても、「下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議」を設け、政府を挙げて下請対策の強化に取り組んでいるところです。

国土交通省では、建設企業が遵守すべき元請負人と下請負人の取引のルールとして「建設業法令遵守ガイドライン－元請負人と下請負人の関係に係る留意点－（平成19年6月策定）」（以下「ガイドライン」という。）を策定し、その周知に努めてきました。

今般、下請等中小企業の取引条件改善の取組の一環として、中小企業庁及び公正取引委員会が行った下請代金の支払手段についての通達の見直し等を踏まえ、下請代金の支払はできる限り現金によるものとすることなど、別添のとおりガイドラインの一部を改訂しましたので、通知します。

貴会におかれましては、本ガイドラインの改訂の趣旨及び内容を了知の上、傘下の建設業者に対しこの旨の周知徹底方よろしくお願ひするとともに、引き続き建設業者の法令遵守の推進が図られますよう指導方併せてお願ひします。

建設業法令遵守ガイドラインの策定

—元請負人と下請負人の関係に係る留意点—

H19年6月策定

H29年3月改訂

策定時の背景

○法令違反行為の存在

適切な施工能力を有しないいわゆるペーパーカンパニーなどの不良・不適格業者の存在をはじめ、一括下請負、技術者の不専任、不適正な元請下請関係、社会保険・労働保険の未加入等の法令違反行為が存在

○認識がないままの法令違反行為

元請下請関係に関する規定については適用事例が少なく、違法であるという認識のないままの法令違反行為が行われている可能性

目的

○法令遵守に対する社会的要請の高まり

法令遵守の徹底は、国民の信頼回復、建設産業の魅力向上のための大前提

○法律の不知による法令違反行為の防止

元請下請関係について法令違反行為に該当する一定の行為(事例)を明確にすることにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、健全な競争を促進していくことを目的

ガイドラインの策定(平成19年6月)

○元請下請間の取引慣行上の法令違反行為の具体例を明示

- ・書面による請負契約締結の実行
- ・「不当に低い請負代金の禁止」の定義の明確化
- ・元請が取引上の地位を不当に利用した指値発注及び赤伝処理等の禁止
- ・適切な工期の設定(平成20年9月改訂)
- ・社会保険・労働保険への加入(平成24年7月改訂)
- ・労働災害防止対策の実施者及び経費の負担者の区分の明確化(平成26年10月改訂)
- ・下請代金の支払い手段について(平成29年3月改訂)

等

○元請下請間の取引に係るベスト・プラクティス

- ・元請下請間の望ましい取引方法について、その具体例等を明示

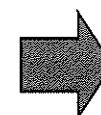
ガイドラインの普及・啓発

○関係機関への周知

- ・地方整備局、地方公共団体、建設業団体

○建設工事に直接携わる者への周知

- ・元請負人の現場代理人、監理技術者、工事現場所長等
- ・専門工事業者(下請負人) 等



効 果

○対等な元請下請関係の構築

○元請下請間の公正・公平な取引の実現

○不知による法令違反行為の未然防止